

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 2月24日

【会社名】 日本住宅ローン株式会社

【英訳名】 The Mortgage Corporation of Japan, Limited

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 安藤 直広

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽一丁目4番14号

【電話番号】 03-5802-5011

【事務連絡者氏名】 業務役員 経理部部长 天部 雅和

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番14号

【電話番号】 03-5802-5020

【事務連絡者氏名】 業務役員 経理部部长 天部 雅和

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】

| | | |
|------|---------------|-----------|
| 一般募集 | 第1回無担保社債(5年債) | 7,000百万円 |
| 一般募集 | 第2回無担保社債(7年債) | 3,000百万円 |
| | 計 | 10,000百万円 |

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月1日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成29年2月17日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成29年2月24日に社債の利率等を決定し、同日買取引受契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)

利率の欄

利払日の欄

利息支払の方法の欄

償還期限の欄

償還の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

2 社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)

(1) 社債の引受け

欄外注記

3 新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)

利率の欄

利払日の欄

利息支払の方法の欄

償還期限の欄

償還の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

4 社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)

(1) 社債の引受け

欄外注記

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

利率の欄

(訂正前)

| | |
|-------|--|
| 利率(%) | 未定 (年0.100%~0.400%を仮条件とし、需要状況を勘案したうえで、平成29年2月24日から平成29年3月3日までのいずれかの日(以下「利率決定日」という。)に決定する予定であります。) |
|-------|--|

(訂正後)

| | |
|-------|---------|
| 利率(%) | 年0.230% |
|-------|---------|

利払日の欄

(訂正前)

| | |
|-----|---------------------|
| 利払日 | 毎年3月10日及び9月10日(注)12 |
|-----|---------------------|

(訂正後)

| | |
|-----|--------------|
| 利払日 | 毎年3月3日及び9月3日 |
|-----|--------------|

利息支払の方法の欄

(訂正前)

| | |
|---------|---|
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年9月10日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各10日にその日までの前半か年分を支払う。(注)12</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。</p> |
|---------|---|

(訂正後)

| | |
|---------|--|
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年9月3日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各3日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。</p> |
|---------|--|

償還期限の欄

(訂正前)

| | |
|------|-----------------|
| 償還期限 | 平成34年3月10日(注)13 |
|------|-----------------|

(訂正後)

| | |
|------|-----------|
| 償還期限 | 平成34年3月3日 |
|------|-----------|

償還の方法の欄

(訂正前)

| | |
|-------|--|
| 償還の方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社債の元金は、平成34年3月10日にその総額を償還する。(注)13 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。 |
|-------|--|

(訂正後)

| | |
|-------|--|
| 償還の方法 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社債の元金は、平成34年3月3日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。 |
|-------|--|

申込期間の欄

(訂正前)

| | |
|------|----------------|
| 申込期間 | 平成29年3月3日(注)14 |
|------|----------------|

(訂正後)

| | |
|------|------------|
| 申込期間 | 平成29年2月24日 |
|------|------------|

払込期日の欄

(訂正前)

| | |
|------|-----------------|
| 払込期日 | 平成29年3月10日(注)14 |
|------|-----------------|

(訂正後)

| | |
|------|-----------|
| 払込期日 | 平成29年3月3日 |
|------|-----------|

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付
本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA(シングルA)の信用格付を利率決定日に取得する予定である。
JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。
JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号03-3544-7013
<中略>
- 12 払込日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更されます。
- 13 償還期限については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の5年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に変更されません。
- 14 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年2月17日から平成29年3月3日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成29年2月24日から平成29年3月3日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成29年3月3日から平成29年3月10日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年2月24日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA(シングルA)の信用格付を平成29年2月24日付で取得している。
JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。
JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号03-3544-7013
<後略>

(注)12、13、14の全文削除

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1) 【社債の引受け】

欄外注記

(訂正前)

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

(注)の全文削除

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

利率の欄

(訂正前)

| | |
|-------|--|
| 利率(%) | 未定 (年0.250%~0.550%を仮条件とし、需要状況を勘案したうえで、平成29年2月24日から平成29年3月3日までのいずれかの日(以下「利率決定日」という。)に決定する予定であります。) |
|-------|--|

(訂正後)

| | |
|-------|---------|
| 利率(%) | 年0.440% |
|-------|---------|

利払日の欄

(訂正前)

| | |
|-----|---------------------|
| 利払日 | 毎年3月10日及び9月10日(注)12 |
|-----|---------------------|

(訂正後)

| | |
|-----|--------------|
| 利払日 | 毎年3月3日及び9月3日 |
|-----|--------------|

利息支払の方法の欄

(訂正前)

| | |
|---------|---|
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年9月10日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各10日にその日までの前半か年分を支払う。(注)12</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。</p> |
|---------|---|

(訂正後)

| | |
|---------|--|
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年9月3日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各3日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。</p> |
|---------|--|

償還期限の欄

(訂正前)

| | |
|------|----------------|
| 償還期限 | 平成36年3月8日(注)13 |
|------|----------------|

(訂正後)

| | |
|------|-----------|
| 償還期限 | 平成36年3月1日 |
|------|-----------|

償還の方法の欄

(訂正前)

| | |
|-------|---|
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成36年3月8日にその総額を償還する。(注)13 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。</p> |
|-------|---|

(訂正後)

| | |
|-------|--|
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成36年3月1日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)11「元利金の支払」)記載のとおり。</p> |
|-------|--|

申込期間の欄

(訂正前)

| | |
|------|----------------|
| 申込期間 | 平成29年3月3日(注)14 |
|------|----------------|

(訂正後)

| | |
|------|------------|
| 申込期間 | 平成29年2月24日 |
|------|------------|

払込期日の欄

(訂正前)

| | |
|------|-----------------|
| 払込期日 | 平成29年3月10日(注)14 |
|------|-----------------|

(訂正後)

| | |
|------|-----------|
| 払込期日 | 平成29年3月3日 |
|------|-----------|

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付
本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA(シングルA)の信用格付を利率決定日に取得する予定である。
JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。
JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号03-3544-7013
<中略>
- 12 払込日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更されます。
- 13 償還期限については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の7年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に変更されません。
- 14 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年2月17日から平成29年3月3日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成29年2月24日から平成29年3月3日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成29年3月3日から平成29年3月10日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年2月24日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA(シングルA)の信用格付を平成29年2月24日付で取得している。
JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。
JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号03-3544-7013
<後略>

(注)12、13、14の全文削除

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1) 【社債の引受け】

欄外注記

(訂正前)

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

(注)の全文削除